

指定介護保険サービス事業者の行政処分（指定取消）について

姫路市は、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」といいます。）第77条第1項の規定に基づき、以下のとおり指定介護保険サービス事業者の指定の取消しを行いました。

1 処分対象事業者

(1) 法人の概要

名 称	合同会社MUP産業
所在地	姫路市北原568番地1 サンハイツ北原602
代表者	代表社員 瀬並 信明

(2) 事業所の概要

名 称	MUP産業
所在地	姫路市南町76番地姫路城陽ビル4F コワーキングスペースmoccoROOM2
サービス種類	福祉用具貸与
指 定 日	令和3年10月1日

2 処分の内容

処分年月日	令和5年8月22日
処分内容	指定の取消し
取消年月日	令和5年8月25日

3 処分理由

(1) 福祉用具貸与（要介護1～5の利用者が受けるサービス）

ア 人員基準違反（法第77条第1項第3号）

指定福祉用具貸与事業所を運営するに当たっては、常勤の管理者及び常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置しなければならないところ、対象事業所は、上記従業者を適切に配置していなかった。

イ 設備基準違反（法第77条第1項第4号）

対象事業所が指定を受けた所在地（以下「指定所在地」という。）に対象事業所は存在しておらず、指定所在地以外の場所で事業を運営している形跡もないため、対象事業所は、事業の運営に必要な設備や区画等を有していない。

ウ 命令違反（法第77条第1項第10号）

上記ア及びイの基準違反について、姫路市は対象事業者に対し、改善勧告及び改善命令を行ったが、対象事業者は報告期日までに、正当な理由なく同勧告及び同命令に係る措置を講じなかった。

4 経済上の措置

指定日以降現在に至るまで対象事業所の利用者はおらず、介護給付費の請求は一度もないため、不正請求による返還金は生じていない。よって、経済上の措置はない。